

# 院内感染対策に関する当院の取組事項

## 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

患者の皆様や医療従事者をはじめ、病院に関わる全ての人たちを感染症の危険から守るため、病院全体として感染防止対策に取り組みます。

## 2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、月 1 回会議を行い、感染防止に関する事項を検討しています。また、院内の感染防止対策活動を推進するために感染対策チーム(ICT)を設置し、定期的なラウンド、抗菌薬の適正使用の確認、病院感染に関する問題を迅速に解決できるよう活動しています。

## 3. 院内感染対策のための職員に対する研修に関する事項

感染防止対策に関する知識・意識の向上を図るため、全職員を対象に研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

## 4. 感染症の発生状況の報告に関する事項

法令で定められている感染症届出のほか、院内における薬剤耐性菌の検出状況を院内感染対策委員会で共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

## 5. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる場合、各部署より感染対策チーム(ICT)へ速やかに報告を行い、感染対策チーム(ICT)は迅速に現場の状況確認し、当該部署と協力し感染拡大防止策を講じ対応します。また、必要に応じ、地域の連携医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

## 6. 患者等に対する指針の閲覧に関する事項

本取組事項は院内に掲示し、患者及び家族等から閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

## 7. 院内感染対策の推進のために必要なその他の事項

院内感染対策マニュアルを整備し、病院職員への周知徹底を図ると共に、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行います。